令和８年１１月２０日

障がい福祉サービス指導室
直通：０９２－６４３－３８３８
内線：３２６２
担当：猿渡、成田

Bancor（バンコール）株式会社が運営する複数の障がい児通所支援事業所等の廃止の動きについて

児童福祉法に基づく手続きを取らないまま、障がい児通所支援事業所等が廃止されることから、利用者が引き続き適切なサービス提供を受けられるよう、県として以下の取組を実施するもの。

１　対象事業所

	事業所名	サービス種別	所在市町村	利用定員	指定権者
1	ネクスティアkids北筑校	児童発達支援、放課後等デイサービス	北九州市	10	北九州市
2	ネクスティアkids永犬丸校	児童発達支援、放課後等デイサービス	北九州市	10	
3	ネクスティアkids香椎校	放課後等デイサービス	福岡市	10	福岡市
4	ネクスティアkids筑紫野校	児童発達支援、放課後等デイサービス	筑紫野市	10	県
5	ネクスティアkids粕屋校	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	粕屋町	10	
6	ネクスティアkids須恵校	児童発達支援、放課後等デイサービス	須恵町	10	
7	ネクスティアkids新宮校	児童発達支援、放課後等デイサービス	新宮町	10	
8	相談支援事業所ネクスティアkids新宮校	障がい児相談支援	新宮町	－	新宮町

運営法人：Bancor株式会社（福岡市博多区店屋町6番6号 MODERN BUREAU店屋町802号）
代表取締役　山口 龍成、山口 薫穂（ゆきほ）

２　県の対応

11月5日	○ 対象事業所の従業員から、県に電話連絡があり、事業所廃止の情報提供があったため、県から、法人に対し、事業所を廃止する場合は、利用者のサービス利用継続の調整を行った上で、廃止の１か月前までに県に届け出るよう指示。 ○ 利用者の人数やサービス利用継続の調整状況を確認するため、法人に対し、各事業所の利用者の一覧を提出するよう指示。
11月11日	○ 未だ廃止届が提出されないことから、法人に対する監査を開始。法人代表に対し、11月13日までに県に出頭するよう指示。 ○ 県指定の４事業所に出向き、事業所の管理者から、利用者のサービス利用継続の調整状況を確認。 ○ 事業所の廃止日が迫っていることから、利用者名簿をサービス支給決定市町村と共有。市町村に対し、障がい児相談支援事業所や自立支援協議会と連携し、事業所が行うサービス利用継続の調整に協力するよう要請。政令市とも情報を共有。
11月16日	○ 法人代表が県に出頭しなかったことから、事業所廃止の理由及び意思決定を確認するため、法人に対し、11月20日までに事業所廃止に関する役員会の議事録、組織図、役員名簿を県に提出するよう指示。
11月19日	○ 県指定の４事業所の運営状況を確認するための監査を開始。 ○ 市町村に対し、利用者の受入先の調整が整わない場合には、やむを得ない事情がある場合として、事業所の定員を超えての受入れも可能である旨、助言。
11月20日	○ 法人代表が県に出頭。県が、法人代表から、廃止に係る事情を聴取。県から、法人代表に対し、責任をもって利用者の受入先の調整を行うよう指示。 ○ 現在、利用者２５５名のうち、１３６名の方の受入先が決定。

３　今後の県の対応

引き続き、事業所が行う受入先の調整が進むよう、関係機関との調整を行っていく。